

災害復旧はまず道路の復旧から！三者合同訓練を実施しました。

平成27年1月20日（火）、大阪市此花区舞洲^{まいしま}で、大阪国道事務所・大阪府・大阪府警察の三者合同による訓練を行いました。この訓練は、災害対策基本法の改正により、災害発生時に放置車両を道路管理者自身で移動できることになったことを受けて行うもので、道路上の障害物や放置車両を移動して緊急車両が通行できるようにする（道路^{けいかい}啓開）ための訓練です。

訓練では、実戦さながらの緊迫感の中で重機や器具による放置車両の移動が行われました。



通行止め看板設置



障害物の撤去



フォークリフトによる放置車両移動



ショベルカーによる放置車両移動

道路啓開とは

災害発生時に、被災地への道路ががれきや放置車両等の障害物でふさがっている時に、緊急車両が通行できるだけの最低限の通路を切り開くこと。被災者の救助や救援物資の輸送において特に重要。



対策本部も緊迫した表情

災害対策基本法の改正

災害時に被災地や被災地への道路上に放置車両や立ち往生車両が発生し、災害応急対策の支障が生ずるおそれがあるため、緊急時の措置として、

- ①道路管理者が区間を指定して車両の移動を命令、または自ら車両を移動
- ②放置車両の移動時における他人の土地の一時使用などを規定。



このような器具を使い車両を浮かせて



人力で押して移動しました



移動記録を地面に残し



緊急車両が通れるようになりました

訓練の様子